

令和5年度 神奈川県文化芸術活動団体事業補助金の募集要項

神奈川県国際文化観光局文化課

※ 今回の募集は、予算議決前の準備行為として実施するものであり、令和5年度当初予算案に係る神奈川県議会の議決がなされ、令和5年度当初予算発効により効力を生ずるものとします。なお、本募集要項の内容に変更が生じる場合がありますので、あらかじめ御了承の上、申請してください。

神奈川県では、県民の皆様が行う自主的な文化芸術活動の活性化及び文化芸術の振興を図るため、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じることにより、新しい生活様式に対応した、次のような事業を募集し審査・選考の上、補助金の交付を予定しています。

<令和5年度の改正点>

1. 消費税及び地方消費税相当額が、補助対象外経費となります。
2. 補助金の支払いに当たり領収書等の証拠書類の提出が必須となります。

(注意) 領収書等がない経費は、補助対象経費として認められません。

1 補助の対象となる団体

次の要件を全て満たす団体を対象とします。個人での応募はできません。

- (1) 文化芸術の振興を主たる目的として活動を行う団体であること
- (2) 県内に住所又は活動の本拠を有すること
- (3) 県内で継続的に文化芸術の振興に寄与していると認められる団体であること
- (4) 団体規約等を有し、団体の意思を決定、執行する組織が確立されており、かつ、自ら経理、監査する等会計組織を有すること

ただし、次のいずれかに該当する団体は除きます。

- (1) 営利を目的として活動を行っている団体
- (2) 地方自治体の主導により設立された公益法人等

2 補助の対象となる事業

補助の対象となる事業は、次の要件を満たす事業とします。

- (1) 県内で実施される、県が支援する活動として相応しい事業
- (2) 広く県民の皆さんを対象に行う文化芸術に関する公演、展示、コンクール、ワークショップ、交流事業等（同一年度内で数回に分け実施しても構いません。）
- (3) 「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」が求める内容に応じて感染症の拡大防止を効果的に行うこととし、以下の2点を交付申請時に確認します。

※ 「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」は次の URL から御覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/2020kiki.html>

ア 新型コロナウイルス感染症対策のために準拠するガイドライン

例：会場施設のガイドライン、業界が作成したガイドライン、自ら作成したガイドラインなど（ガイドラインを使用しない場合はその旨を記載）

イ 感染症拡大防止のために行う具体的な取組内容

※ 事業実施時の新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じた適切な対策が行われていないと判断した場合には、補助金の交付を行わないことがあります。

申請いただいた事業は、次の評価基準項目により総合的な観点から審査し、補助対象事業を採択します。

評価基準項目	評価のポイント
発信性	神奈川の文化芸術を広く県内外に向けて発信する事業
広域性	市町村域を越えて広域的な活動・参加が見込まれる事業
発展性	将来にわたる発展への期待が持てる事業、前回の助成効果が確認できる事業
公益性	伝統の継承：地域の伝統文化の振興・普及・後継者育成に寄与する事業 次世代育成：青少年を対象とした教育的意義を有し、次世代育成に寄与する事業 高齢者：高齢者の文化芸術活動の充実を図る事業 障がい者：障がい者の文化芸術活動の充実を図る事業
創造性	先駆的・実験的な創作活動、独自性に富む事業、積極的に行う新たな取組と認められる事業
助成効果	自己負担金や他団体からの助成状況から、当補助金による助成意義が高いと認められる事業

3 対象とならない事業

次に該当する事業については、当補助金の対象となりませんので、御注意ください。

- (1) 学校、職能団体、教授所及び教室等が行う発表会、展示会等
- (2) 特定の会員等だけを対象とするコンクール、鑑賞事業等
- (3) シンポジウム、講演会、出版の発表に限られる活動
- (4) 宗教的又は政治的な宣伝意図を有すると認められる事業
- (5) 本補助がないと実施できないなど、実現性の低い事業
- (6) 実施により収益が見込まれる事業
- (7) 他の地方自治体及び地方自治体の主導により設立された公益法人から、「5」に示す補助対象経費の2分の1以上の補助金、助成金を受ける事業
- (8) 補助対象経費が30万円未満の事業（やむを得ない事情により変更が生じた場合を除く。）

4 補助の対象となる事業の実施期間

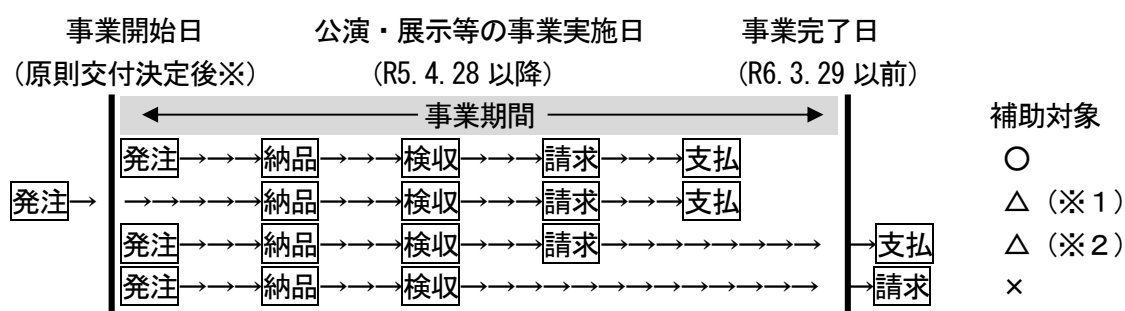
令和5年4月28日(金)以降に実施する事業で、令和6年3月29日(金)までに終了する事業です。

令和5年4月1日(土)から交付決定日までに着手する経費(広報を含む。)を補助対象にする場合は、事前着手届(様式4)の提出が必要となります。

※ 交付決定日は、事業実施日が令和5年4月28日(金)から5月31日(水)までのものは、4月28日(金)を予定、6月以降のものは、5月中旬を予定しています。

【事業期間と経費の考え方】

事業期間内に発注から支出までを行ったものが補助対象経費となります。
 配信を行う事業は、事業期間内に配信を開始する必要があります。



※1 事前着手届書を提出した場合は、令和5年4月1日(土)以降の発注分を補助対象とすることが可能です。

※2 支出が未済であっても、事業期間内に債務が確定したことの証明ができる場合は、認められる場合があります。

5 補助の対象となる経費

補助対象事業に要する直接的な経費のうち、「6」に示す補助対象外経費を除く経費が補助対象になります。補助対象経費を例示すると、以下のとおりです。

項目	内 訳
会場費	会場使用料等
設営費	会場設営費、展示工作・撤去費、作品運搬費等
舞台費	大道具費、小道具費、衣裳費、照明費、道具運搬費等
出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料等
音楽費	作曲料、楽器借料、調律料、楽譜製作料等
文芸費	著作権使用料、演出料、舞台監督料、台本料等
配信費	映像制作費、映像編集費、配信費、翻訳費
謝金	審査委員謝金、原稿執筆料、会場整理員賃金等
通信費	案内状発送費等
宣伝費	広告宣伝費、立看板費等
印刷費	プログラム印刷費(無料配付する場合)、入場券印刷費、ポスター印刷費等
旅費	交通費、宿泊費等
記録費	録画費、録音費等
消耗品	マスク、フェイスシールド、消毒用品等の購入費等
手数料	PCR検査費、衣装洗濯代等

6 補助の対象とならない経費

(1) 補助対象外経費

次のようなものは、補助対象外経費となりますので、収支予算書の支出の部には、補助対象外経費として記入してください。

- ア 入場券等販売手数料
- イ 有料頒布する場合のプログラム、図録等の作成経費（執筆料及び印刷費等をいう。）
- ウ 自ら設置し又は管理する会場施設で活動を行う場合の会館使用料等
- エ 事業に関連するパーティー経費及び食糧費
- オ 役務等への対価としての必要性が認められないもの
- カ **消費税及び地方消費税相当額**
- キ 本補助金の申請又は実績報告等に必要書類の作成、送付及び手続きに係る費用
- ク 市場価格と比較して著しく高いと認められるもの

(2) 団体運営の経常的経費

団体運営の経常的経費や物品購入費等は、補助対象事業費に要する直接的な経費にはなりませんので、収支予算書には記入しないでください。

7 優先採択枠

該当する事業を一定数優先的に採択します。

該当する項目がある場合は交付申請書兼事業計画書（様式1）の「優先採択枠」で項目を選択し、理由を記入してください。

優先的に採択する事業		応募条件
伝統芸能枠	地域の伝統的な文化芸術の保存・継承・活用を図る事業	前年度(令和4年度)に採択実績がない事業
青少年枠	次代を担う子ども・青少年の文化芸術活動の充実を図る事業 ※	
高齢者枠	高齢者の文化芸術活動の充実を図る事業 ※	
障がい者枠	障がいのある方の文化芸術活動の充実を図る事業 ※	

※ 【子ども・青少年・高齢者・障がい者】が中心となって出演する演奏会・舞台等や、これらの方を対象とした鑑賞教室等（一定数を招待する等も含む）を対象とします。

8 補助の額

自己負担金の範囲内で、かつ「5」の補助対象経費の3分の1以内とし、予算の範囲内において決定します。

9 補助の決定

別添の交付申請等に基づき、文化・芸術分野の外部専門家で構成する審査会において審査・選考を行い、予算の範囲内で補助対象事業と補助の額を決定します。

（注意）交付決定後に事業の内容変更等により補助対象経費や自己負担金等が変更となる場合、交付決定額が減額となる場合があります。

補助対象経費が30万円未満の事業は、やむを得ない事業により変更が生じた場合を除き補助対象外となります。

10 申請期間・方法

e-kanagawa 電子申請にて、次の(1)～(5)の書類に、該当する場合は(6)、(7)を添えて申請してください。また、郵送や持参による申請は受け付けません。また、提出後に変更が生じることがない

ように内容を十分精査の上、申請してください。

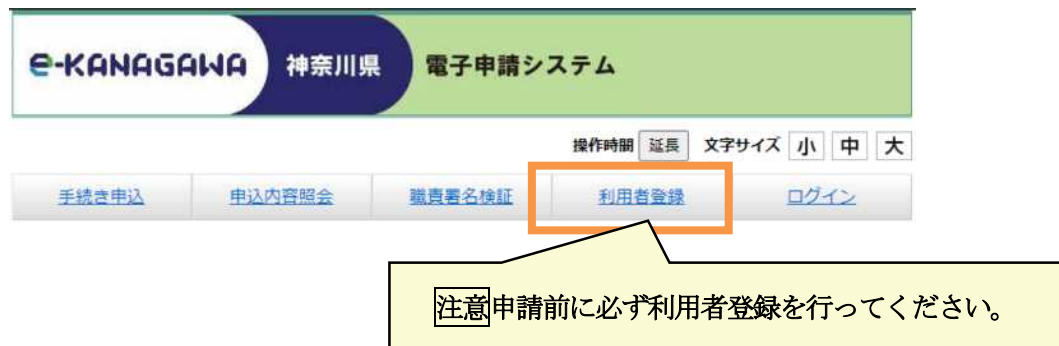
- (1) 文化芸術活動団体事業補助金交付申請書兼事業計画書（様式1）
- (2) 収支予算書（様式2）
- (3) 役員等氏名一覧表（様式3）

※ この様式により得た個人情報、団体等が、神奈川県暴力団排除条例第2条第2号に定める暴力団又は同条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等に該当しないか、神奈川県警察本部へ照会するために用います。申請の際には、その旨について役員から同意を得てください。

- (4) 団体規約（任意様式）
- (5) 前回実施事業のチラシ、プログラム、新聞記事、観客・参加者アンケート集計結果等
- (6) この補助金の補助実績がある事業の場合、最新の「実績報告書」「収支決算書」の写し
- (7) 事前着手届出書（様式4）【令和5年4月1日から交付決定日（4月28日（金）又は5月中旬を予定）までの間に事業着手（広報等含む。）する場合のみ】

電子申請画面へは次のURLからアクセスできます。

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=46730



11 補助を受ける場合の条件

(1) 事業の変更、中止、廃止承認の提出

ア 補助事業の内容又は補助対象経費の総額の20%以上を変更しようとする場合は、速やかに申請書を提出し、知事の承認を受けなければなりません。内容の変更には、事業実施日や事業期間の変更を含みます。

補助対象経費や自己負担金等の変更により交付決定額が減額となる場合があります。

なお、次に掲げる軽微な変更については、承認を受ける必要はありませんが、軽微と認められる変更の範囲については、個別の事情により判断することになりますので、事前に御連絡ください。

【軽微な変更】

- ① 補助事業の目的及び主たる内容に影響しない内容の変更、削除又は追加をすること（補助額の変更を伴うものを除く。）。
 - ② 補助対象経費の総額の20%未満で項目間の配分の変更をすること。
 - ③ 補助対象経費の総額の20%未満の増額又は減額をすること（補助額の変更を伴うものを除く。）。
- ※原則として補助金の額を増額することはできません。
- ④ 補助事業の収入に係る変更をすること（補助額の変更を伴うものを除く。）。
 - ⑤ 補助対象経費以外の経費を変更すること。
- イ 補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。この場合、補助金の額の減額については、県と協議することとします。

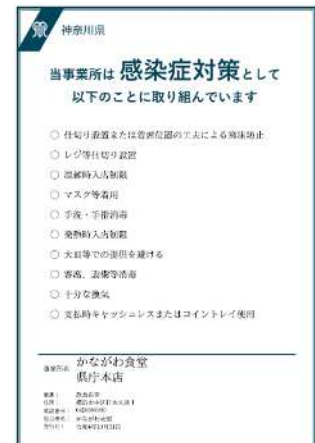
ウ 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。

(2) 感染症防止対策について

事業の実施にあたっては、使用する施設の新型コロナウイルス感染症の予防対策ガイドライン等を遵守するとともに、県が普及を推進している「感染防止対策取組書」の掲示をするなど、感染症拡大防止対策を十分に講じてください。

「感染防止対策取組書」は施設等において、業種ごとに定められた感染症対策のガイドライン等に沿った対策を取っているかを一覧で示すことができるものです。取組書を会場に掲示いただくことで、入場者に事業者の方が行っている感染対策を「見える化」することができます。詳細については、次の URL から御確認ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0101/index.html>



事業終了後に、事業実施に係る新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト（様式 10）を御提出ください。

(3) 神奈川県の補助対象事業である旨の表示

補助の交付決定を受けた事業は、当該事業の実施の際に作成するポスター・チラシ・プログラム・チケット等の印刷物、ホームページ等に、神奈川県の補助対象事業である旨を表示してください。

<表示例>

「神奈川県文化芸術活動団体事業補助金対象事業」

(4) アンケートの実施

補助の交付決定を受けた事業は、原則、事業内容について観客・参加者にアンケートを実施し、その集計結果を実績報告書に添付してください。

アンケート項目

- ① 来場者の属性（年代、居住地（県内・県外）、参加人数）
- ② この催しをどうやって知ったか。
- ③ この催しの満足度（とても良かった／普通／良くなかった等）

12 その他

(1) 現地調査への協力

補助の交付決定を受けた事業は、審査会委員及び県文化課職員等による現地調査を行う場合がありますので、御協力をお願いします。

なお、審査会委員が現地調査を実施した団体については、今後の事業実施に当たっての参考としていただくため、気付いた点を文書でお送りすることがあります。

(2) 神奈川文化プログラム事業の認証

県では、文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す事業・活動を、「神奈川文化プログラム」として認証しています。

本補助金の交付を受けた事業は、神奈川文化プログラム認証要領第8条第2項第3号より、神奈川文化プログラムとして認証されます。

つきましては、認証にあたりまして、次のア及びイについて御理解、御協力ください。

ア 県の文化芸術ポータルサイト「マグカル・ドット・ネット」等への掲載

神奈川文化プログラムに認証された事業・活動は、県のポータルサイト「マグカル・ドット・ネット」等でも広報します。マグカル・ドット・ネットへの掲載を積極的に希望される場合は、御連絡ください。

【マグカル・ドット・ネット】<https://magcul.net/>

また、神奈川文化プログラムに認証された事業・活動については、県ホームページで一覧を掲載しています。

【県HP 文化課のページ(神奈川文化プログラムのページ)】

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yi4/ninsyou00.html>

イ 「神奈川文化プログラム」または「かながわ県民文化祭」のマーク使用

印刷物やウェブ等の広報に当たっては、特別な事情がない限り、実施時期に応じて、次のマークを掲載してください。

チラシ等に使用した場合は、現物を一部御提供ください。

(注意) マークと併せて神奈川県補助対象事業である旨の表示も必要となります。

9月から12月以外に実施する事業	9月から12月に実施する事業
神奈川文化プログラムのマーク	かながわ県民文化祭のマーク
	

【神奈川文化プログラムとは】

県では、文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す事業・活動を、「神奈川文化プログラム」として認証しています。補助事業は、新たに申請をいただかなくても「神奈川文化プログラム」として認証します。詳しくは、次の URL から御覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yi4/ninsyou00.html>

【かながわ県民文化祭とは】

県では、文化の日を中心とした9月から12月を「かながわ県民文化祭」の期間に位置付け、より多くの県民の皆さまが県内各地の様々な文化芸術活動に参加し、楽しみ、そして、その活動を通じて、地域のにぎわいや繋がりがつくられていくことを目指します。この時期に実施される補助事業は、新たに応募をいただかなくてもかながわ県民文化祭の参加プログラムに位置付けられます。詳しくは、次の URL から御覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yi4/kenminbunkasai.html>

(3) ホームページでの公表

補助対象となった事業の名称及び団体名については、県文化課ホームページにて公表します。

(4) その他留意事項

事業の実施に当たっては、法令を遵守し、スタッフや参加者等の安全に配慮してください。

13 令和5年度の補助手続きの流れ

手続き	時期	備考
交付申請書等の提出 (e-kanagawa 電子申請)	3月15日(水) 17時(厳守)	必ず利用者登録を行ってから申請してください。 郵送や持参による申請は受け付けません。
審査・選考	3月中旬～4月中旬	申請内容について照会することがあります。
交付決定	4月28日(金) ～5月中旬	全団体に結果を文書で通知します。
事業の変更・中止・廃止について	随時	軽微な変更を除いた補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更する場合、又は補助事業を中止・廃止する場合は速やかに書類を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度文化芸術活動団体事業補助金変更(中止、廃止)承認申請書(様式5) 収支予算書(補正予算)(様式6) ※手続きが適正に行われない場合や申請内容に変更等が生じた場合は、交付を取り消し、または交付額を減じることがあります。
事業の着手及び実施	事業計画書に記載した日	「2 補助の対象となる事業」の感染対策を行った上で、「11 補助を受ける場合の条件」を守って事業を実施してください。
実績報告書の提出	事業終了日(事業期間の末日)から30日以内	次の書類を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度文化芸術活動団体事業補助金実績報告書(様式8) 収支決算・決算見込書(様式9) 支出に関する証拠書類(領収書、請求書等) <u>詳細は10ページ参照</u> 事業実施に係る新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト(様式10) 公演プログラム、新聞記事等実績を証する資料 アンケート調査の集計結果 通帳の振込先が記載されたページの写し
	令和6年3月29日(金)までに	【実績報告書の提出が令和6年4月1日(月)以降となる場合】 <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度文化芸術活動団体事業補助金実施状況報告書(様式7)
補助金の交付	実績報告書の提出後	精算払いとします。 指定の口座に振り込みます。

<支出に関する証拠書類（請求書、領収書等）について>

- 実績報告書とあわせて、補助対象経費の支出に関する証拠書類（請求書、領収書等）の提出が必要となります。
- 原則として、補助事業のために事業者自身が支出し、事業者名義の証拠書類が確認できる経費のみが補助対象となります。
- 請求書又は領収証のいずれの場合も「発行者」「宛名」「発行日」「内容」「金額」の記載がないものは無効となります。

（注意）証拠書類の提出がない経費については、補助対象経費として認められません。

領収書（例）	
	○年○月○日
	（原則事業期間内であること）
○○御中	
（事業者名と同一であること。×上様 ×個人名）	
	¥○○○,○○○
	但し○○○○として
	上記正に領収いたしました
	（申請事業との関連が明確に判断できる内容であること）
内訳	
税別金額	¥○○○,○○○
消費税額	¥ ○○,○○○（税率○%）
	（消費税の有無及び消費税が含まれている場合はその額が確認できること）
	○○○○
	○○○○○○○
	（発行者が明記されていること）

- ※ 3ページ【事業期間と経費の考え方】も併せて御確認ください。
- ※ 交通費については旅行日、旅行区間等の記録も証拠書類として認めます。
- ※ ポイント、電子マネー、QRコード決済、金券等での支払いは、原則補助対象外となります。
- ※ 内容の明細が不明瞭な場合は、「見積書」「料金表」「契約書」「請求明細」「納品書」等で補完してください。
- ※ 請求書を証拠書類として提出する場合は、その支払記録（通帳の写し等）についても必ず保管するようにしてください。
- ※ 団体から団体代表者への支払い等、団体と個人の会計がそれぞれ適正に行われていることを確認するため、団体としての出金が確認できる資料を御提出いただく場合があります。

【名義が異なる証拠書類】

立替払い等の場合は、団体宛に経費精算が行われるなど、最終的に団体としての支出となっていることが確認できる場合は補助対象となる場合もあります。

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿とその証拠書類は、令和6年度から10年間保存しなければなりません。

申請書等のお問合せは、

〒231-8588（所在地を記載しなくても届きます。）

神奈川県国際文化観光局文化課文化事業グループ

電話：(045) 210-3808（直通）

電話：(045) 210-1111（代表）内線 3808

MAIL: bunkajigyou@pref.kanagawa.lg.jp